

払戻しの公告

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和6年9月30日に取扱い（サービス）を終了した小見川ファミリーカード協同組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

小見川ファミリーカード協同組合

○払戻しの対象となる前払式手段の種類

小見川ファミリーカード協同組合共通商品券

○払戻しの申出期間

令和6年10月24日（木曜日）9時00分から令和7年2月3日（月曜日）16時00分まで（来所の場合、土日祝年末年始は除く）

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○申出の方法

香取市商工会本所に来所、又は香取市商工会に「小見川共通商品券払戻申請書」を郵送 ※当日消印有効

○払戻しの方法

香取市商工会本所に未使用の商品券を持参。確認のうえ、その場で現金と交換。

小見川共通商品券を持参できない場合は、申出される方の連絡先を電話にて連絡を受け、返信用封筒と「小見川共通商品券払戻申請書」を郵送。返信された記載内容を確認のうえ、指定口座へ小見川共通商品券の額面合計金額を振り込む。（返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担）

○払戻しに関する問い合わせ先

〒289-0313 千葉県香取市小見川778-2

小見川ファミリーカード協同組合

0478-82-3307（土日祝は除く）familycard@katori.or.jp

令和6年10月24日